

《広川町の下水道受益者負担金》

受益地の利用状況の区分ごとに設定された「均等割」と、土地の広さに応じた「面積割」を合わせた金額が受益者負担金額になります。ただし、この額が負担金の上限額を超えるときは、当該負担金の上限額を負担金額とします。

受益地の区分		単位	負担金額（均等割+面積割）		負担金の上限
			均等割	面積割（1 m ² ）	
専用住宅用地		受益者	78,200 円	70 円	20 万円
多数の区分所有者が居住する分譲マンション用地		区分所有者	48,000 円	70 円	—
共同住宅用地		受益者	165,000 円	70 円	50 万円
事業所等用地	事業所等の敷地面積が 300m ² 以上の用地	受益者	165,000 円	70 円	100 万円
	上記以外の土地	受益者	78,200 円	70 円	—

《受益者負担金の計算方法》

例 1 敷地面積が 330 m²（約 100 坪）の専用住宅の場合

- ・均等割 78,200 円 ①
- ・面積割 330 m² × 70 円 = 23,100 円 ②
- ・合計 ①+② 101,300 円

例 2 敷地面積が 15,000 m²の事業所の場合

- ・均等割 165,000 円①
- ・面積割 15,000 m² × 70 円 = 1,050,000 円②
- ・合計 ①+② 1,215,000 円※

※事業所用地上限が 1,000,000 円ですので

負担金額は 1,000,000 円となります。